



最初に記載したように、ふるさと納税制度は『応援したい地域に応援できる制度』として始まっています。住んでいた地域へお世話になった感謝を込めての寄附や、家族や知人・友人の住む地域への応援としての寄附などその形は様々ですが、きっと下川町へご寄附いただいた皆様もそのような気持ちで寄附されているのではないかと思います。

また、町外の下川町が好きなお知り合いがいらっしゃいましたら、下川町へのふるさと納税をお勧めいただけると嬉しいです。寄附のお返しの品を見て、下川町を懐かしく感じる人も多いかもしれません。改めて下川町を好きになってもらうきっかけとして、ふるさと納税をご紹介いただければと思います！

来月は、寄付に対するお返しの品についてご紹介します！

＜お問い合わせ＞

ご紹介の際、インターネットの場合はこちらのQRコードから！

紙のカタログも無料でお渡しできますので、必要な方は気軽にご連絡ください！



政策推進課  
☎4-2511内線234  
☆4-251102

下川町のふるさと納税を知ろう！



ごあいさつ

皆さんは「ふるさと納税制度」を知っていますか？「名前だけは知っているよ！」という人もいらっしゃるかと思います。『応援したい地域に応援できる（納税できる）制度』として、全国的にもかなり浸透してきている制度です。

町としても、地域振興・財源確保の観点から積極的な制度運用を実施しているところです。ふるさと納税で、集まった寄附金が何に使われていて、自分たちの生活にどんな影響を与えているか、分かりにくい部分も多いと思いますので、ご紹介したいと思います。

使い道

今月は、『使い道』についてのご紹介です！ふるさと納税は、自分が寄附したお金を自治体のどんなことに使ってもらうかを指定することができます。自治体によって使い道が異なり、下川町では7つの事業と用途指定なしの8種類の使い道の中から選択できるようになっています。

下川町へのふるさと納税がどのような事業に使われているかをご紹介します！

11月は児童虐待防止推進月間です

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施しています。

【児童虐待とは？】

児童虐待は以下のように4種類に分類されます。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、外にしめだす など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視する、きょうだい間での差別的扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など

【虐待かも？と思ったら】

- 虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。
- 連絡は匿名で行うことも可能です。
- 連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

【児童虐待に関する連絡・相談先】

- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189
- 旭川児童相談所 ☎0166-23-8195
- 役場保健福祉課福祉・子育て支援グループ ☎4-2511内線122 ☆4-251104

189 (いち はやく)  
「だれか」じゃなくて  
「あなた」から

令和3年度「児童虐待防止推進月間」啓発標語



ふるさとづくり事業

⇒地域資源を生かした産業振興などに活用。

- 事業例
- ・林業者が行う機械や設備整備等の支援事業
  - ・45歳未満の農業者が行う機械や設備整備等への支援事業

森林づくり事業

⇒循環型森林経営を中心とした持続可能な森林づくりに活用。

- 事業例
- ・町有林の整備（主伐・造林・間伐等）事業

青少年健全育成事業

⇒青少年のための図書購入や健全育成に活用。

- 事業例
- ・図書購入事業
  - ・スポーツ少年団の活動支援事業

あけぼの園（特別養護老人ホーム）事業

⇒あけぼの園の管理及び運営に活用。

- 事業例
- ・あけぼの園の管理及び運営事業

一般寄附（使途を指定しない寄附）

社会福祉事業

⇒高齢者支援、障がい者支援や子育て支援に活用。

- 事業例
- ・人感センサーによる高齢者の見守り事業
  - ・認定こども園のホール及び保育室への冷房機設置事業

SDGs未来都市しもかわ推進事業

⇒エネルギー自給や高齢化対応に向けた取り組み、町民が中心となって進める地域を元気にする企画・活動などに活用。

- 事業例
- ・町民が自主的にまたは主体的に取り組むまちづくり活動への支援事業

ジャンプ選手育成支援事業

⇒スキージャンプ選手の育成や、遠征に使用する車両バスやスキージャンプ板の購入等に活用。

- 事業例
- ・指導用マイクロバス償還事業
  - ・ジャンプスキー板、ブーツ等の用品購入事業



以上のとおりですが、意外に身近なところにふるさと納税で集まった寄附金が使われています。ふるさと納税での寄附が集まれば集まるほど、様々な事業に活用・支援が可能なので、今後も継続して多くの寄附を頂けるように努力していきたいと思っております！ご理解とご協力をお願いします。